

通所介護重要事項説明書

1 当デイサービスセンターの概要

(1) 施設の名称・所在地

名 称	晴山苑 デイサービスセンター
所 在 地	千葉県花見川区花島町149-1
事業者番号	通所介護（千葉県第 1270200098号）
送迎サービス対象地域	千葉県・八千代市・習志野市 にお住まいの方

(2) 職員体制

職 種	合 計
管理者	1名（兼務）
生活相談員	1名以上
看護師・准看護師	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護職員	4名以上

(3) センターの設備等

定 員	月曜日から土曜日30名	静養室	20㎡
食堂兼機能訓練室	1室 150㎡		
浴 室	一般浴槽(リフト含)		

(4) 営業時間

月・火・木・金・土	午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
祭日	同 上

(5) 定休日

水曜日・日曜日・1月1日～3日。

2 提供するサービス内容

通所介護計画書に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、その他必要な介護等を行います。

- ① 送 迎 : リフト付きですので車椅子でのご利用ができます。
- ② 食 事 : 普通食・粥食・刻み食等体調に合わせた食事を提供します。
- ③ 入 浴 : 一部介助を要する方用の介助浴・普通浴があります。
- ④ 機能訓練 : 希望者に対して適切な機能訓練を実施します。
- ⑤ 生活相談 : 介護保険や福祉行政手続き、その他何でも相談を受け賜わります。
- ⑥ 健康状態の管理 : 体温・血圧・脈等の健康チェックを行います。

(5) お支払方法

毎月、10日頃までに前月分をご請求しますので、月末までにお支払ください。領収書を発行します。

お支払方法は、事務所での現金支払、銀行振込、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際にお選びください。

<当センターの銀行口座>

三菱UFJ銀行	八千代支店
普通預金	0335164
社会福祉法人晴山会	理事長 平山 登志夫

5 サービスの利用法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話でお申し込みください。当苑職員がお伺いいたします。

サービス提供のご依頼を受けた後に、ご契約を結び通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客さまのご都合でサービスを終了する場合には、サービスの終了する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 人員不足等でやむを得ず、当苑の都合でサービスを終了させていただく場合がございます。その場合には、終了1ヶ月前までに文書でご通知いたします。

③ 下記の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・お客さまが介護保険施設等に入所した場合。

・介護保険給付でサービスを受けていたお客さまの要介護認定区分が、非該当（自立・要支援（再契約））と認定された場合。

・お客さまがお亡くなりになった場合、若しくは、被保険者資格を喪失したとき。

④ その他

・当苑が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客さまに対して社会念逸脱する行為を行った場合、又は当苑が倒産した場合にサービスを終了いたします。

・お客さまやご家族などが当苑のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書でご通知頂ければすぐにサービスを終了させていただきます。

・お客さまが、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、60日以内に支払われない場合にはサービスを終了いたします。

6 当センターの通所介護サービスの特徴

(1) 運営の方針

私達は、

① お客さまが、可能な限りご自宅において自立した日常生活が営めるよう、お手伝いいたします。

② お客さまのご意志及び人格を尊重したサービスの提供をいたします。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

① お客さまが体調不良の場合（不機嫌な状態等も）係りにお申し出ください。

② 食事は、普通食、粥食、刻み食の対応をいたしますので、お申し出ください。

③ アクティビティ、レクリエーション等の予定表をお配りしますので、参加をお申し出ください。

④ ご利用された日のお受けになったサービス内容をご報告いたしますので、請求明細書をご確認ください。

⑤ 金銭及び貴重品の管理は、自己責任でお願いします。多額の現金の持ち込みは禁止です。

7 身体拘束について

原則として利用者に対して身体拘束は行いません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

8 緊急時の対応

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

・緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

・主治医連絡先

病院又は診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

9 当苑の非常災害対策

- ・災害時の対応 … 当苑の災害対策規定に基づいた対応をいたします。
- ・防災設備 … スプリンクラー設備、非常通報設備（消防署直通）
- ・防災訓練 … 年5回実施しています。
- ・防火責任者 … 櫻井 伸明
- ・業務継続計画 … 当苑では、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築します。研修及び訓練を年1回以上実施します。

10 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

① 当苑の利用者相談・苦情窓口

- ・苦情解決責任者 施設長 朝生 智明
- ・苦情受付担当者 事務長 里見 広美

電話043-250-7351

② その他（当苑以外）

- ・千葉市花見川保健福祉センター介護保険室
- ・八千代市長寿支援課
- ・習志野市保健福祉部介護保険課

電話043-275-6401（直通）

電話047-483-1151（代表）

電話047-451-1151（代表）

1 1 職場におけるハラスメントの防止

① 当苑のハラスメント相談窓口

- ・ハラスメント解決責任者 施設長 朝生 智明

1 1 衛生管理等

当苑では利用するお客様が安心してサービスを受けられるように、感染症の発生、まん延防止のための措置を講じます。

- ・感染対策責任者 施設長 朝生 智明
- ・感染対策担当者 ケアワーカー長 三山 武史

1 2 虐待防止のための相談窓口

当苑では虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

① 当苑の虐待に対する相談窓口

虐待防止責任者 施設長 朝生 智明

虐待に関する受付担当者 事務長 里見 広美

電話 043-250-7351

② その他（当苑以外）

花見川保健福祉センター 高齢障害支援課

電話 043-275-6425（直通）

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 千葉県千葉市花見川区花島町149-1

名称 晴山苑デイサービスセンター(通所介護)

管理者

説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要な事項の説明を受け、了承しました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

令和6年4月1日現在

通所介護相当サービス重要事項説明書

1 当デイサービスセンターの概要

(1) 施設の名称・所在地

名 称	晴山苑 デイサービスセンター
所 在 地	千葉県花見川区花島町149-1
事業者番号	指定通所介護相当サービス (千葉県第 1270200098号)
送迎サービス対象地域	千葉市にお住まいの方

(2) 職員体制

職 種	合 計
管理者	1名 (兼務)
生活相談員	1名以上
看護師・准看護師	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護職員	4名以上

(3) センターの設備等

定 員	月曜日から土曜日30名	静養室	20㎡
食堂兼機能訓練室	1室 150㎡		
浴 室	一般浴槽(リフト含)		

(4) 営業時間

月・火・木・金・土	午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
祭日	同 上

(5) 定休日

水曜日・日曜日・1月1日～3日。

2 提供するサービス内容

通所介護相当サービス計画書に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、その他必要な介護等を行います。

- ① 送 迎 : リフト付きですので車椅子でのご利用ができます。
- ② 食 事 : 普通食・粥食・刻み食等体調に合わせた食事を提供します。
- ③ 入浴介助 : 一部介助を要する方用の介助浴・普通浴があります。
- ④ 機能訓練 : 希望者に対して適切な機能訓練を実施します。
- ⑤ 生活相談 : 介護保険や福祉行政手続き、その他何でも相談を受け賜ります。
- ⑥ 健康状態の管理 : 体温・血圧・脈等の健康チェックを行います。

3 健康上の理由による中止

① 風邪、病気の際には、サービスの提供をお断りすることがあります。

② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合サービス内容の変更又は、中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

③ ご利用中に、体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。又、必要に応じて速やかに主治医の医師等に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

※) サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には、振り替えることができませんので、ご了承ください。

4 利用料金（千葉市は3級地ですので、下記の単位・1単位につき10.68円となります。）

(1) 基本料金

要支援認定区分	単位数	自己負担額
要支援1 月1回当たり	436単位	466円
要支援1 月4回以上	1,798単位	1,921円
要支援2 月1回当たり	447単位	478円
要支援2 月8回以上	3,621単位	3,868円

*介護給付サービス単位数合計に10.68を乗じた金額で算出し、1円未満切り捨てとなります。

(2) 加算料金

- ① サービス提供体制強化加算 (I 1) 要支援1 1ヶ月につき 88単位 (自己負担額 約94円)
- サービス提供体制強化加算 (I 2) 要支援2 1ヶ月につき 176単位 (自己負担額 約188円)
- ② 科学的介護推進体制加算 要支援1・2 1ヶ月につき 40単位 (自己負担額 約43円)
- ③ 介護職員処遇改善加算 (I) 1月につき所定単位数の5.9%
- ④ 特定処遇改善加算 (I) 1月につき所定単位数の1.2%
- ⑤ 介護職員等ベースアップ等支援加算 1月につき所定単位数の1.1%

※) 上記の金額は1割負担の方の金額です。負担割合は介護保険負担割合証の利用者負担の割合に沿います。

※) 償還払いの場合は、一旦お客さまが介護報酬額全額をお支払頂き、領収書を添付して、後日市の窓口にご請求しますと還付が受けられます。

(3) その他自己負担となるもの

- ① 昼食費 (おやつ代含む) 1日につき 740円

(4) キャンセル料について

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。

連絡時間	キャンセル料
利用日の当日朝8時30分までにご連絡をいただいた場合	無料
利用日の当日朝8時30分までにご連絡がなかった場合	740円 (食費分)
送迎時にご自宅にいなかった場合 (事前連絡は受けていない)	1,000円

※) ただし、当日の朝8時30分以降のご連絡であっても、ご利用者の体調不良や気象災害等正当な事由がある場合は、キャンセル料はかかりません。

※) 振替利用を希望される場合は、キャンセル料はかかりません。

(5) お支払方法

毎月、10日頃までに前月分をご請求しますので、月末までにお支払ください。領収書を発行します。

お支払方法は、事務所での現金支払、銀行振込、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際にお選びください。

<当センターの銀行口座>

三菱UFJ銀行	八千代支店
普通預金	0335164
社会福祉法人晴山会	理事長 平山 登志夫

5 サービスの利用法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話でお申し込みください。当苑職員がお伺いいたします。

サービスの提供のご依頼を受けた後に、ご契約を結び通所介護相当サービス計画を作成して、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客さまのご都合でサービスを終了する場合には、サービスの終了する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 人員不足等でやむを得ず、当苑の都合でサービスを終了させていただく場合がございます。その場合には、終了1ヶ月前までに文書でご通知いたします。

③ 下記の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客さまが介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客さまの要支援認定区分が、非該当（自立・要介護（再契約））と認定された場合
- ・お客さまがお亡くなりになった場合、若しくは、被保険者資格を喪失したとき

④ その他

・当苑が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客さまに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当苑が倒産した場合にサービスを終了いたします。

・お客さまやご家族などが当苑のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書でご通知頂ければすぐにサービスを終了させていただきます。

・お客さまが、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず60日以内に支払われない場合にはサービスを終了いたします。

6 当センターの通所介護サービスの特徴

(1) 運営の方針

私達は、

- ① お客さまが、可能な限りご自宅において自立した日常生活が営めるよう、お手伝いいたします。
- ② お客さまのご意志及び人格を尊重したサービスの提供をいたします。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

- ① お客さまが体調不良の場合（不機嫌な状態等も）係りにお申し出ください。
- ② 食事は、普通食、粥食、刻み食の対応をいたしますので、お申し出ください。
- ③ アクティビティ、レクリエーション等の予定表をお配りしますので、参加をお申し出ください。
- ④ ご利用された日のお受けになったサービス内容をご報告いたしますので、請求明細書をご確認ください。
- ⑤ 金銭及び貴重品の管理は、自己責任でお願いします。多額の現金の持ち込みは禁止です。

7 身体拘束について

原則として利用者に対して身体拘束は行いません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

8 緊急時の対応

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

・緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

・主治医連絡先

病院又は診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

9 当苑の非常災害対策

- ・災害時の対応 … 当苑の災害対策規定に基づいた対応をいたします。
- ・防災設備 … スプリンクラー設備、非常通報設備（消防署直通）
- ・防災訓練 … 年5回実施しています。
- ・防火責任者 … 櫻井 伸明
- ・業務継続計画 … 当苑では、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築します。研修及び訓練を年1回以上実施します。

10 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

① 当苑の利用者相談・苦情窓口

- ・苦情解決責任者 施設長 朝生 智明
- ・苦情受付担当者 事務長 里見 広美 電話043-250-7351

② その他（当苑以外）

- ・千葉市花見川保健福祉センター介護保険室 電話043-275-6401（直通）

11 職場におけるハラスメントの防止

① 当苑のハラスメント相談窓口

- ・ハラスメント解決責任者 施設長 朝生 智明

1 2 衛生管理等

当苑では利用するお客様が安心してサービスを受けられるように、感染症の発生、まん延防止のための措置を講じます。

- ・感染対策責任者 施設長 朝生 智明
- ・感染対策担当者 ケアワーカー長 三山 武史

1 3 虐待防止のための相談窓口

当苑では虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

① 当苑の虐待に対する相談窓口

虐待防止責任者 施設長 朝生 智明
虐待に関する受付担当者 事務長 里見 広美 電話043-250-7351

② その他（当苑以外）

花見川保健福祉センター 高齢障害支援課 電話043-275-6425（直通）

指定通所介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 千葉県千葉市花見川区花島町149-1
名称 晴山苑デイサービスセンター(指定通所介護相当サービス)
管理者
説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定通所介護相当サービスについての重要な事項の説明を受け、了承しました。

利用者 住所
氏名
代理人 住所
氏名

令和 6年 4月 1日現在